

いじめのない 笑顔あふれる学校を



旭川市立高台小学校

年 組 氏名_____

1

はじめに

みなさん、いじめを防止するための法律『いじめ防止対策推進法』が平成25年につくられたことを知っていますか？

いじめを受けた人は、心や体が傷つき、苦しい思いをします。そのようないじめが続くと、心や体の成長に影響を与えたり、場合によっては生命や身体に重大な危険を生じさせたりするおそれがあります。

この法律は、そのようないじめを防ぐためにつくられ、児童はいじめを行ってはいけないと定めています。そのため、全ての児童が安心して生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにみんなで協力する必要があります。

また、学校や学校の先生方、保護者がいじめを防ぐことなども定めています。

学校は、いじめを防ぐために「学校いじめ防止基本方針」をつくり、校長先生をリーダーとする先生方を中心とした「いじめ対策チーム」で、いじめが起きないようにする活動や、いじめを早く見つける取組を進めます。また、いじめが起きていると分かったら、解決するためにすぐに対応します。必要に応じて、スクールカウンセラーなどの外部の専門家に相談することもあります。

保護者は、自分の子どもがいじめを行わないように努め、もし、自分の子どもがいじめを受けたときは守ります。また、学校などが行ういじめを防ぐ取組に協力するよう努めます。

児童のみなさん、いじめを「しない」「させない」「許さない」という気持ちを持ち、先生方や保護者など関係する人たちと協力して、みんなでいじめのない笑顔いっぱいの学校をつくりましょう。

2

いじめとは？

いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

つぎ 次のようなことは「いじめ」です

- 冷やかしかからかい、悪口や脅しなど、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや、無視をされる。
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 物を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- お金や大切にしているものをたかられる。
- 悪口がメールで送られてきたり、インターネットに書き込まれたりする。 など

こんなことを心がけて生活します

- いじめは、「人として許^{ゆる}されない」という強い心もちます。
- お互^{たが}いのよさや違^{ちが}いを認め^{みと}、尊重^{そんちよう}し合^あいます。
- 相手^{あいて}の気持ち^{きも}を考えて、発言^{かんが}したり行動^{はつげん}したりします。
- 社会^{かい}のルールや学校^{がっこう}のきまりを守^{まも}って、落^おち着^ついた生活^{くわつ}をします。
- 友達^{ともだち}と協力^{きょうりき}しながら係活動^{けいかつどう}や委員会活動^{いんぎわい}に進^{すす}んで取^とり組^くみます。
- 体験活動^{たいけんかつどう}やボランティア活動^{ボランティア}に取^とり組^くみ、友達^{ともだち}との絆^{きずな}を強^{つよ}めます。
- パソコンやタブレット、スマートフォンは、ルールを守^{まも}って使^{つか}います。
- 自分^{自分}や友達^{友達}を大切^{大切}にします。

もし、いじめられたときは

- 一人^{ひとり}で悩^{なや}まず、先生方^{せんせい}や家族^{かぞ}などの大人^{おとな}、友達^{ともだち}に相談^{そうだん}します。

いじめを「見た」「聞^きいた」「相談^{そうだん}された」ときは

- 見て見ぬふりをせず、勇気^{ゆうき}をもって助^{たす}けます。
- いじめをやめさせたり、先生方^{せんせい}や家族^{かぞ}に伝^{つた}えたりします。
- いじめられている人^{ひと}に、先生方^{せんせい}や家族^{かぞ}に相談^{そうだん}するよう話^わします。

いじめのない学校をつくるために私たちができること



高台小学校 ストップいじめ宣言^{せんげん}

①まわりの人に相談しましょう

いじめを受けた

いじめを見た・聞いた・相談された

【学校では】

- 担任の先生、学年の先生方に相談
- 校長先生、教頭先生に相談
- 保健室の先生、その他の先生に相談
- スクールカウンセラーに相談

【このような人たちにも】

- 家族や親戚に相談
- 友達に相談
- 少年団や習い事など、相談しやすい大人に相談

【ほかにも】

- 学校のいじめアンケート調査に書く
- 電話相談（4ページ）
- チャットアプリ「STANDBY」
- 「こどもの人権SOSチャット」 など

②いじめが解決するまでの取組

	いじめを受けた人に	いじめを行った人に	まわりの人たちに
学校では	☐ いじめから守ります。 ☐ 心配なく、学校生活を送ることができるよう、先生方やスクールカウンセラーが、いつでも相談にのります。 ☐ 必要があれば、すぐに警察などに相談し、協力してもらいます。 ☐ 二度といじめを受けないよう、先生方はチームで協力して見守ります。	☐ いじめた人にあやまり、もう二度といじめを行わないことを、約束してもらいます。 ☐ いじめは絶対に行ってはいけないことを教えます。 ☐ これからの生活で気を付けることを考えてもらいます。 ☐ 必要があれば、警察などに相談します。 ☐ 二度といじめを行わないよう、先生方はチームで見守ります。	☐ いじめをしていなくても自分にも関係していることを気付いてもらいます。 ☐ いじめに気付いたときに、大人の誰かに知らせる大切さを教えます。 ☐ いじめを見て見ぬふりをしたり、ひやかしたりすることも許されないことを教えます。 ☐ みんなでいじめをなくし、よりよい学級や仲間をつくることの大切さを教えます。
			いじめを知らせてくれた人 ☐ 秘密を守り、いじめを行った人から、しっかりと守ります。
家の人に	☐ いじめを受けたことや、いじめがなくなるまで学校がすることを説明します。	☐ いじめをしたことを説明し、二度といじめを行わないよう協力してもらいます。	☐ 家の人に協力してもらうときには、説明をします。

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

＜電話番号＞ 0120-126-744 （いじめなしよ）

＜受付時間＞ 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

＜電話番号＞

＜受付時間＞

0120-677-110

平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞

0120-007-110（ゼロゼロなの ひゃくとおばん）

＜受付時間＞ 月～金 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞

＜受付時間＞

0166-31-5511

月～金 9:00～16:00

◆法テラス旭川

＜電話番号＞

＜受付時間＞

050-3383-5566

月～金 9:00～17:00

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞

＜受付時間＞

0120-3882-56

毎日24時間

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

◆◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

＜Web サイト＞ <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>

スクールカウンセラーに相談するには…

①先生やお家の人に 申し込んでもらう。

②生徒指導だより「心のソナー」で 申し込むことができます。



～いじめのない 笑顔あふれる学校を～

